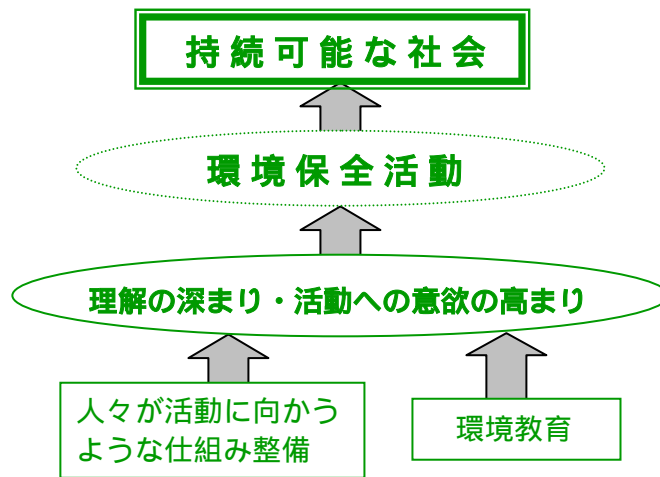


# 「環境の保全のための意欲の増進及び 環境教育の推進に関する法律」 ができました。

環境省

持続可能な社会を作っていくためには、国民や民間団体などの自発的な取組が大切です。この法律では、一人一人が環境についての理解を深め、環境保全活動に取り組む意欲を高めるための様々な支援を行い、環境教育を進めるために必要な事柄を定めています。

この法律のめざすものは何でしょうか？

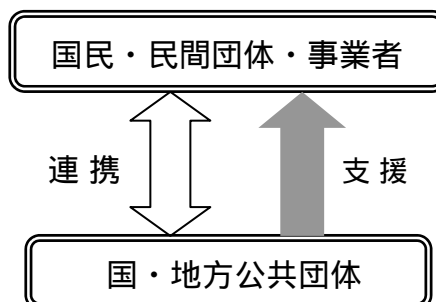


環境保全活動や理解力・行動力向上への取組、環境教育は、右のような理念の下で、行うことが大切です。(第3条)

- ・国民・民間団体等の自発的な意思を尊重しよう！
  - ・様々な主体がそれぞれ適切な役割を果たそう！
  - ・地域住民などの参加と協力を！
  - ・透明で継続性のある取組を！
  - ・配慮しよう！
- 自然を育み、維持管理することの大切さへの理解  
国土の保全、地域産業、地域の生活・福祉の向上  
地域の文化・歴史の継承

こうした理念の下、各主体は次のように取り組めます。

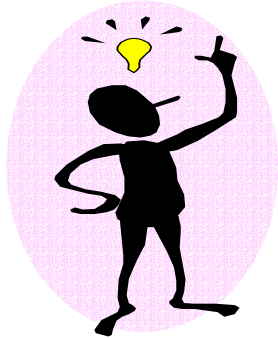
国は、環境保全に関する施策の策定・実施に当たり、国民、民間団体等との適切な連携を図るよう留意(第5条)



環境保全への取組を自ら進んで行う  
互いに協力

環境保全についての理解力・行動力の向上のための取組、環境教育に関する施策

具体的にはどんな取組が盛り込まれているのでしょうか？



基本方針等（第7条、第8条）  
**国の取組**・・・環境保全の意欲の増進（1）と環境教育の推進に関する基本的な方針を定めます。その際、広く一般の意見を聴かせていただきます。  
**地方自治体の取組**・・・地域の特性に応じて計画等を作成、公表するよう努めます。

学校教育における環境教育に係る支援等（第9条）  
国や地方自治体は、以下の環境教育に係る支援に努めます。  
・学校教育等における体験学習等の充実  
・教員の資質向上の措置等

職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）  
民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、その雇用する者の環境保全に関する知識や技能を向上させるよう努めます。国や自治体はこれを支援します。

### 学校における環境教育やその支援の具体例



既存の教科、「総合的な学習の時間」における環境教育の充実



教職員向け研修の充実等

### 職場における取組の例



職員に対する環境学習研修  
職員に対するボランティア体験の機会提供・情報提供等

## 学校・職場そして地域から 環境についての 理解力／行動力の向上を！

- 1 この法律の「環境保全の意欲の増進」とは、単に知識を教授することではなく、一人一人のやる気に直接結びつくような情報提供や体験の機会の提供などの取組を指します。

（右写真：CD-ROM「あったらいいな、こんな遊び場」より）

### 地域における取組の例



青少年、成年向けの地域学習活動の活性化  
子どもたちが自然の中でのびのび遊べる環境をつくる活動

人材認定等事業の登録等(第11条～第18条)

民間団体などが行う人材認定等事業は、主務大臣( 2 )の登録を受けることができます。登録された場合には、そのことを表示することができます。(人材認定等事業とは、環境保全に関する指導を行う能力を持つ人を育成・認定する事業のことです。)

主務大臣は、環境保全に関する人材の育成のための手引きその他の資料等に関する情報の収集、整理、分析及び結果の提供を行います。

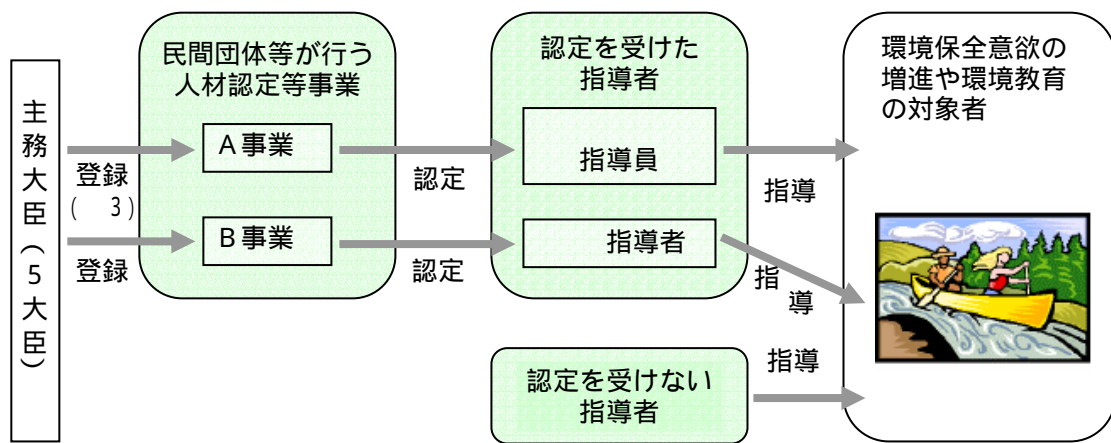
Q. どんな事業が対象になるの?

A. 例えば、学校や自然の中で環境教育を行うための専門的知識・能力を持つ人材や、具体的な環境保全活動の手法を教えることができる人材を、育成・認定する事業などが考えられます。

Q. この登録を受けるとどんなメリットがあるの?

A. 一定の基準を満たす事業であることが法令に基づく枠組みによって確認され、登録を受けた人材認定等事業の社会的な信頼性が補完されます。これによって、その事業に基づいて認定された人々の活躍の場が広がるのが期待できます。

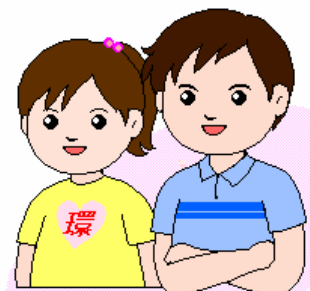
人材認定等事業の登録の基本的な仕組み



- 2 この法律での主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の5大臣です。
- 3 人材認定等事業の登録のあり方やそのための基準などの詳細は、基本方針や省令で定める予定です。このため、人材認定等事業の登録についての規定は平成16年10月から施行されます。なお、この法律は、認定や登録を受けていない指導者が指導を行うことについては、何も制限を設けていません。



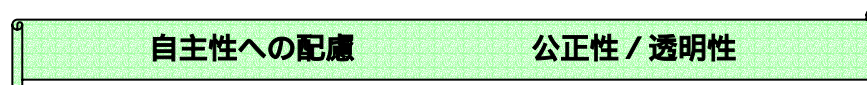
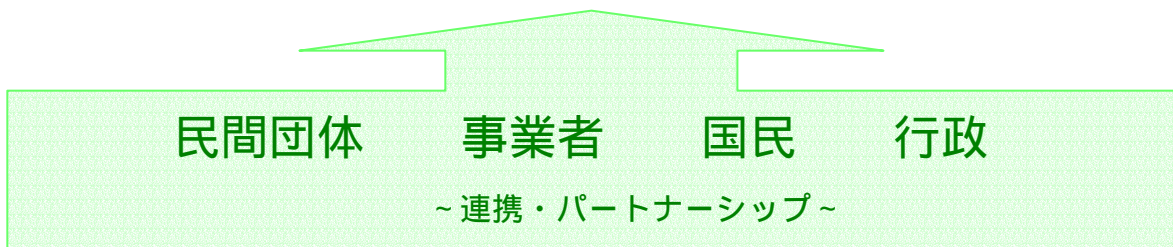
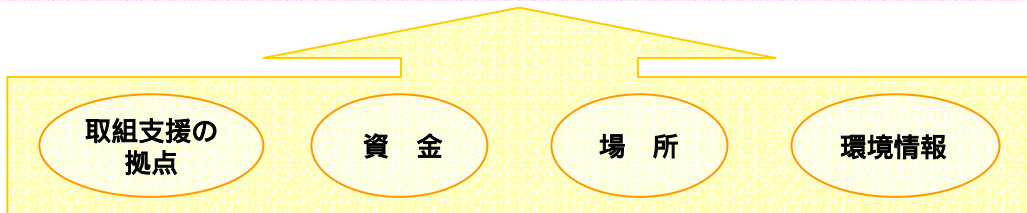
学習や活動をする時によりアドバイスをくれる人が探しやすくなるね。



魅力ある地域づくり ・ 活動への率先した取組



活動



**国や自治体は、様々な人が様々な立場で協力して環境保全のための活動に取り組むことを支援していきます。**

環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備（第19条）  
国、地方自治体は、情報の提供・助言を行う拠点を整備するよう努めます。

国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置（第20条）  
国は、国民・民間団体等が自分の持っている土地や建物を体験機会の場として自発的に提供することを促進するために、必要な措置を講ずるよう努めます。

協働取組のあり方等の周知（第21条）  
国は、各主体が対等の立場で相互に協力して行うパートナーシップに基づく取組（4）の有効な実施方法を広めるよう努めます。

財政上の措置等（第22条）  
国や地方自治体は、必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めます。

情報の積極的公表等（第23条）  
国、地方自治体、民間団体及び事業者は、環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めます。

配慮等（第24条）  
国及び地方自治体は、国民、民間団体等の自立性を阻害しないよう配慮し、公平性及び透明性を確保するために必要な措置を講じます。

（連絡先） 〒100 8975

東京都千代田区霞が関1 2 2 合同庁舎5号館  
環境省 総合環境政策局環境教育推進室  
電話：03 3581 3351(内線6262、6267)  
E-mail：sokan-kyoiku@env.go.jp

4 ここで「パートナーシップに基づく取組」とは、複数の国民・民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担し、対等の立場で互いに協力して行う環境の保全に関する取組を指します。